

# 小坪小いじめ防止基本方針

令和2年4月 改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え

### ①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう

### ② いじめを防止するための基本的な方向性

#### ■いじめの未然防止

- 学校教育目標「小坪っ子は星座のように輝く～自ら光を放ち、ともに輝き合う子」の育成に重点を置いた教育活動
- 人・もの・こととの出会いを大切にした温かい人間関係づくり
- 自己肯定感、自己有用感が高まるような、楽しく分かる授業づくり、学級づくり
- 人権教育を基盤にした教育活動
  - ・ 違いを認め、互いの考えを尊重し合うことを大切にした学校生活を送る
  - ・ 自分や人の命や心の大切さを学ぶ道徳教育
- 規律のある学校生活
  - ・ 小坪小スタンダードに基づいた、学校生活を送る
- 教育相談の充実
  - ・ 学校カウンセラーとの相談

#### ■ 早期発見・早期対応

- 見逃さない体制づくり
  - ・ 担任任せにせず、学年に関わる教師全体で見守る
  - ・ 気にかかることがあれば、管理職、学年や児童支援専任に躊躇せずに報告し、相談する
- 教職員の資質向上
  - ・ 子どもは大人の姿を見て学ぶことを念頭に置き、人権感覚を磨き、児童の手本となる言動をとる
  - ・ 児童の話を傾聴し、共感的な見方・考え方で接する
- 関係諸機関との連携
  - ・ 区子ども家庭支援課、南部児童相談所、よこはま港南地域療育センター、港南警察署少年育成課等との連携

#### ■ 適切な対処・措置

- 児童、保護者との信頼関係の確立
  - ・ 日頃より児童、保護者との信頼関係を築くことに努める
  - ・ 事故（物がなくなるなど含む）やトラブル、問題行動が見られたときは、直ちに話を聞き、具体的な取り組みを協議し、経過や結果を保護者に連絡する
- 関係機関との連携強化
  - ・ 区子ども家庭支援課、南部児童相談所、よこはま港南地域療育センター、港南警察署青少年育成課との連携

### ③ 学校いじめ防止基本方針の目的

小坪小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法、横浜市いじめ防止基本方針の理念を受け、

いじめ問題への対策を主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本方針を示すことにより、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校づくりを目指すことを目的とする

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置

〔構成員〕 校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任、養護教諭、いじめが発生した学級担任、各学年の児童指導部会担当、必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める

※ 日常的には「児童指導・人権・いじめ防止対策委員会」（児童支援専任＋養護教諭＋各学年1名）が中心になっている

※ 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める

### ② 「いじめ対策防止委員会」の役割・年間計画

〔役割〕

- ・いじめ事案に対して個で対応するのではなく、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む
- ・いじめに関する情報収集・記録、対応策の検討
- ・いじめ防止に向けた年間計画の遂行と教育相談
- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む

〔年間計画〕

**前期**

- 4月 学級づくり・授業づくり  
授業参観、懇談会  
（授業・学級づくりの方針、学校生活のきまり・小坪小スタンダードの確認、共通理解）  
通級指導担当の職員による授業参観・情報交換（掲示の仕方、指示の出し方等）
- 5月 家庭訪問を実施（家庭・学校の情報交換）  
児童理解研修の実施（情報の共有化と見守り、支援を目的）
- 6月 YPアセスメントシート（いじめ実態調査を含める）の実施  
YPアセスメントシート（いじめ実態調査を含める）の分析  
学校づくり懇話会にて学校の現状について説明・情報共有  
防犯寺子屋の実施（1年）・携帯教室の実施
- 7月 振り返りアンケートの記入  
個人面談の実施（前半の振り返り、後半への課題）  
いじめに関する職員研修の実施
- 8月 休業期間中の地域での問題行動等、情報収集  
児童理解研修（YPアセスメントの活用）  
人権感覚を磨くための職員研修の実施  
子ども会議の実施
- 9月 授業参観、懇談会（夏休み中の児童の様子に関する情報収集）  
防犯寺子屋の実施（3年）
- 10月 前期・あゆみ（前期を振り返り、学習や生活の様子について知らせる）

## 後期

- 11月 (YPアセスメントシートの実施、分析) ※学級の実態に応じて
- 12月 「いじめ解決一斉キャンペーン」\*人権週間に向け、全市一斉アンケート実施  
振り返りアンケートの記入  
個人面談の実施(家庭と学校の情報交換)
- 1月 児童アンケート、保護者アンケート(学校評価)の実施と集約、子ども人権会議の実施
- 2月 学校評価の分析と次年度計画の作成  
振り返りアンケートの記入  
学校づくり懇話会
- 3月 後期・あゆみ(後期を振り返り、学習や生活の様子について知らせる)

## 通年・その他

- ◎通級体験学習を各学年に応じて行う
- ◎いじめ防止に向け児童代表委員会等で「子どもたちが行うこと」、PTA実行委員会で「家庭が行うべきこと」を話し合う
- ◎いじめの未然防止や早期発見のため、職員会議や打ち合わせ、場合によっては、ケース会議を行い、職員・スタッフ全体で児童の情報共有と対応について共通理解を図る
- ◎学校カウンセラーの教育相談を実施
- ◎打ち合わせ、職員会議で「気になる児童」の報告
- ◎個人指導【週1回程度】

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

### ① いじめの防止

- ・ 学校づくり 小坪小スタンダードの明確化と共通理解
- ・ 授業づくり 授業参観等、授業公開からの授業改善
- ・ 集団づくり YPアセスメントを活用した児童理解と集団づくり
- ・ 人権教育の推進、道徳教育の推進、たてわり活動の充実
- ・ 子ども人権会議の充実
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり

### ② いじめの早期発見

- ・ YPアセスメントシート、振り返りアンケート、全市一斉アンケート、児童アンケートの実施(年間計画参照)
- ・ 児童支援専任を中心としたいじめを見逃さない全教職員の見守り、体制づくり(情報の共有化:打ち合わせでの気になる子の報告)
- ・ 学年内の交換授業、休み時間、給食や清掃当番活動の見守り
- ・ 定期的な教育相談(4~5月:家庭訪問 7月:個人面談 12月個人面談)
- ・ 情報モラル教育の推進(携帯電話、インターネットを通したいじめへの対処、家庭への問題の発信)

### ③ いじめに対する措置

- ・ 組織的な対応の徹底(いじめ防止対策委員会)
- ・ 被害児童と保護者への支援
- ・ 加害児童と保護者への指導・支援

- ・ 児童相談専門機関、警察署等関連機関との連携

#### ④ 研修等の実施

- ・ 情緒通級指導教室の職員による、児童理解研修の推進
- ・ いじめ防止、対応に向けた校内研修の推進（『「いじめ」根絶横浜メソッド』を活用）
- ・ 校内人権研修の推進

#### ⑤ 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・ 地域の見守り
- ・ 防犯寺子屋、港南警察署スクールサポーター
- ・ 学校づくり懇話会、中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みをつくっていく
- ・ 放課後は、放課後キッズクラブ

## 4 重大事態への対処

### ◎ 重大事態とは

- 「生命、心身または財産に重大な被害」があった場合
  - ・ 児童が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### ◎ 重大事態の報告 ⇒直ちに【教育委員会】に報告する

### ◎ 重大事態の調査 ⇒「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を実施し、調査結果を【教育委員会】へ報告する

### ◎児童・保護者への報告 ⇒いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する

## 5 その他（学校基本方針の見直し）

- 必要に応じて、学校基本方針を改定し、改めて公表する
- 保護者向け文書、学校ホームページで周知を図る